

紀美野町第1回定例会会議録

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和5年3月8日（水）午前9時00分開議

第 1 議案第 2 号 紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第 3 号 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 4 号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 6 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 7 号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約について

第 7 議案第 8 号 紀美野町道路線の認定について

第 8 議案第 9 号 紀美野町道路線の変更について

第 9 議案第11号 教育委員会委員の任命の同意について

○会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君

10番 美野勝男君

11番 美濃良和君

12番 伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
副町長	細峪康則君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長補佐	小西佳子君
税務課長	坂昌美君
保健福祉課長	森谷善彦君
産業課長	吉見將人君
建設課長	米田和弘君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	太田具文君
水道課長	長生正信君
まちづくり課長	湯上増巳君
美里支所長	(湯上増巳)君
代表監査委員	菊本邦夫君

○欠席したもの

住民課長 東浦功三君

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君

事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第2号 紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第2号、紀美野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。難しい言葉が並んでるわけですが、要するに、これによってどういうふうに変わってくるのか。ここで言うところの、2か所ほど出てくる個人番号カード、これはマイナンバーを指すことになるのでしょうか。

それから、これによって、例えば、8ページに第8条として、添付書面等の省略というふうなことで、その8条の下の方に、下のほうの2行、「又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。」というふうなこと等があるんですけど、これは、要するにどういうことになってくるのでしょうか。

あともう1か所、ちょっと文言では、3条の大体この辺、要するに、簡単に言えばどういうふうなことになるのか、御説明いただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） おはようございます。それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目です。この紀美野町行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例

の一部を改正する条例ということで、これによってどうなっていくのかという御質疑だったかと思います。

まず、1点目として、本人確認を必要とする場合、その本人確認をオンライン化するための方法といたしまして、個人番号カードを利用できるということ。

それから、2点目が、そういう行政手続とかの申請等にかかる手数料の納付についてもオンライン化が可能であるということ。

それから、行政機関の間の情報連携によって入手、参照できる情報については添付書類の省略が可能とできるということが主な改正事項となつてございます。

それから、個人番号カードというのはマイナンバーカードかということなんですが、そのとおりでございます。

それから、議案書の8ページの第8条でございます。

下段のほう、「参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。」ということは、どういうことかということだったと思います。これは、先ほども言いましたように、行政機関の間で情報連携を行って、入手、参照できる情報については、添付書類を省略できるということでございます。

それから、議案書の3ページ、第3条の項目となつてございますが、申請等について、電子を利用して、そういった行政手続の申請もできるといったものでございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 要するに、電気を使ったそういうものについては、この情報処理をできると。それについて、マイナンバーカードも使っていくということであります。個人的には、マイナンバーカードがこのように情報のほうに流れていくということになっていくわけですね。不勉強で申し訳ないんですけども、このことによって、住民にとっては何の、要するにええこと悪いことがあるんか。その辺はどうなんですか。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

○総務課長 (坂 詳吾君) 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

住民にとりまして、やはりそこをオンライン化するというので、わざわざ役場のほうへ出向いていただかなくても、家のほうからとか、いろんな場所からそういったオン

ラインを使いまして、いろんな申請とか納付とかが可能というメリットがございます。
住民の方々の利便性の向上ということにつながりますし、業務の改善、業務の効率化と
いう部分にもつながるかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それによって他への情報の流出の問題はないんですか。

これで間違いなく個人の情報が守れると、そういうことになるわけですか。要するに、
便利なことにはなってくるということでありますけども、それに対するリスクの問題が、
私は非常に心配します。しかも、マイナンバーカードを使っていくということですから、
相当な情報が流れていく可能性が心配するんですよ。いろんなところでよく言われるん
ですけれども、大丈夫やというふうに言われますけれども、名寄せ等でいろんな情報が
収集できるというふうなことも聞いたりするんですけれども、その辺のところについて
は、絶対に大丈夫というふうなことは言えるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。

個人番号を利用するという事で、そのセキュリティ面でございますけども、個人番
号を使用して行う場合、その電子証明書というのがありまして、それは、本人のみが知
っている暗証番号でないと利用することができないということになってございます。ま
た、プライバシー性の高い税金関係情報であるとか、年金情報、そういった部分につい
ては、マイナンバーカード自体には保管されておりませんので、そういうことで情報が
漏れるということはないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） これからどんどんこういうふうな電子による情報の通

信というものが進んでいくかというふうなことになるかというふうに思います。

しかし、それとともにリスクの問題が非常に私は心配するところであります。

マイナンバーというのは、カードにいろいろと情報が載せられますけれども、それで、名前、今は暗証番号等についても情報を収集するものにとってはそれを超えることは簡単というふうに聞いています。いろんなことで家からでも取れるということであれば、そういうふうなことも非常に気になるところであります。やはり町として、できる限り個人のプライバシーを守っていくというふうなことが求められてるというふうに考えますので、今回のこの情報通信の技術の利用に関する条例に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第3号 紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第3号、紀美野町短期滞在施設条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） 松ヶ峯の住宅が、これからこの短期滞在施設ということになっていくという案でございますが、今まで2棟並んで建ってるんですよね。これは

もともとは天文台の職員用ということで建てられたものでありますけれども、今後の運用について、ああいう雪の心配のするところでありまして、職員も天文台での仕事をやる意味で、あそこで住んでもらうということであったかというふうに思うんですけれども、今後の需要の状況について、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) まちづくり課長、湯上君。

(まちづくり課長 湯上増巳君 登壇)

○まちづくり課長 (湯上増巳君) ただいまの美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今後の運用についてということであるかと思いますが、1棟につきましては、今言ったこの短期滞在施設として利用させていただく。もう1棟については、引き続いて職員のほうがまだ入居してますので、引き続いて使っていくという形になっていくかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○ 1 1 番 (美濃良和君) 松ヶ峯に住んで、要するに、他の地域へ仕事に行かれてる方々もおられるので、今、もともとの天文台の職員があそこに住んで、天文台にすぐ通われるということについても、下のほうから上がって行って天文台へ行くということができないことがないという判断なんでしょうけれど、しかし、もともとそういうふうな形で、天文台のところに、近いところに天文台職員を住んでもらって、そして、仕事をしてもらうということであったかというふうに思うんですけれども、その辺のところの問題はないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長 (伊都堅仁君) まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長 (湯上増巳君) 天文台の職員の方にも確認はしてるんですけど、そのような意向はないということでありましたので、そういうふうな形にさせていただいております。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第４号　紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第３、議案第４号、紀美野町会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第５号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、議案第５号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第６号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第５、議案第６号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 議案第６号、ここで資産割が、４条にあるように１００分の２０を乗じて算定したものが１００分の１５になると、こういうふうになってくるんですね。その下の均等割については、第５条であるように、２万５,０００円が２万５,５００円。それから、５条の２のところで、要するにそのところで、５条の１項、２項、３項、これについての説明をお願いしたいと思います。

９条、このところで、保険者に介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税がこのうち、土地及び家屋に係る分の額に１００分の４だったのが１００分の３に

なると、こういう案であるようであります。また、その下のところ、介護納付、9条の2、このところで介護納付金課税被保険者1人について7,900円が8,400円になる等々というふうなことがあげられております。これについて、御説明をお願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長(坂 昌美君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

条例19ページ、第5条、均等割額を2万5,000円から2万5,500円ということで、500円上がるというふうな内容になってございます。概要といたしまして申し上げますと、5年度の保険税の改正についてなんですけれども、所得割については据置きというふうな内容になってございます。資産割は、毎年下げていくというふうな形になっておりまして、今年度は20%から15%の5%下げるということになっております。後期高齢支援金分でも4%から3%。介護給付金も4%から3%、1%の減という形になっております。均等割については、医療費分を2万5,000円から2万5,500円、後期分を7,500円から8,000円。介護分を7,900円から8,400円ということで、全てに対して500円ずつ引き上げるというふうな内容になってございます。平等割についてでも、医療費分、後期分については500円を引き上げて、介護分については据置きというふうな内容となつてございます。

議案書のほうの19ページの第5条の2ですけれども、こちら先ほど説明させていただきましたように、平等割について、それぞれ500円引き上げるというふうな内容になってございます。ただ、特定世帯、第5条の2の第1号につきましては、特定世帯、特定継続世帯以外の世帯、一般の世帯で500円の引上げ、2の特定世帯については、その半額になりますので、250円の引上げとなっております。特定継続世帯につきましては、特定世帯が5年間半額になりまして、そこから以降3年間、4分の1の減額となりますので、375円の引上げというふうな内容になってございます。

それから、第9条、21ページの第9条につきましては、資産割を1%引き下げるというふうな形でなつてございます。第9条の2につきましては、均等割を7,900円から8,400円の500円引き上げるというふうな内容となつてございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 資産割がずっと、例えば、和歌山市のように資産割がないんですよね。資産とそれから生活所得と、それから、均等、平等と四つあったうちの三つになってると。うちは四つで来たわけなんですけれども、今後、資産がなくなって三つにされていくような流れになってるようなんですけれども、確かに、資産持ってもそれがお金になるということは非常に難しいかというふうに思うんですけれども、しかし、こういうことで均等割、平等割にその分が乗ってくると大変なことに、大変というんですか、低所得ほど負担が多くなってくる可能性があるかというふうに思うんです。そういうことで、今、物価も上がったりいろんなことのある中で、5年度の案が出されてるわけなんですけれども、町としての対応として、ここの基金は現在どんだけあるのか。そういうもの等も考えて対応ができないのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険制度というものは、医療費等にかかった費用を算出して、国保事業費納付金というもののから、国や県などの公費分を除いた額を保険税として、被保険者の方々に負担していただいて、国民健康保険税の運営のほうをするというふうな制度となっておりまして、現状、制度については、医療費増加もすれば税負担も増えていくというふうな構造になってございますので、その辺りというのは、低所得者の方々にとりましては、負担割合というのは少しずつかかっていくのかなというふうには考えてございます。ただ、赤字の部分と言うんですか、足らない部分については、基金のほうを充てまして、補填させていただいて、運営のほうをしていくというふうなことで、継続していくというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（美濃良和君） 基金幾らある。

○議長（伊都堅仁君） 住民課課長補佐、小西君。

○住民課長補佐（小西佳子君） 基金の残高ですが、1億4,346万7,911円が4年度末の残高となっております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） はい、どうぞ。

○住民課長補佐（小西佳子君） すみません、確定ではなくて見込みとなっております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろと大変な状況にはなっけつつあると。また、県下一つの組合になってしまったということが、せつかく今まで紀美野町が独自の組合、この保険制度を守ってきた部分があるんですけれども、そのところの影響も非常に大きいかというふうに思います。しかし、先ほどもお聞きしたように、今、一般家庭も大変な状況にあります。物価が上がってきてるということの中で、町も実際、2月まででしたけれども、水道料金の軽減もやったりもしてきてる。それはもう町も認められてることだと思うんですけれども、そういう中で、やはり今のこの町の住民を守っていくということで、町民を守っていくということで、手を差し伸べるということが必要ではないかというふうに思います。今、基金については、まだ、大分取り崩したんでしょうけれども、1億数千万というところまではあるということでもありますし、あと、繰入れができないと言いながらも、まるっきりできないことではないんですよ。そういうふうなこと等も考えて、その弱者救済という立場から、この均等、平等、低所得者の保険税を上げないということについて手が打てないのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回、国保税条例の改正で、資産割を100分の20から100分の15に引き下げる。一方で、均等割、世帯割で500円ずつ上げさせてもらうということで、これで行きたいと考えておりますが、議員おっしゃられることは本当に重々よく分かるところであります。できるだけ私たちも上げたくはないところでありますけれども、一方で、令和9年に、和歌山県、一つに制度がなるということはもう5年前、平成30年度には決まって、県下市町村がそれに向かって今ずっと動いております。その中で、資産割がなくなって、均等割、所得割、平等割のこの三つで課税していきましようということも、もう既に決定されたことであって、それに向かって当町も資産割を年々下げていく。一方で、均等割、世帯割を少しずつ上げさせてもらってきてるというようなところであります。

議員言われるように、やっぱりその低所得の方が国保へ入ってられたら多い、これもそのとおりであります。その方々の対策として、2割軽減、5割軽減、7割軽減ということで、軽減をさせていただきながら国保に加入していただいているということでもあります。

今、基金の残高見込みも申し上げたように1億4,000万円ほどあるということで、できるだけ大きく上げなくて、基金も活用しながら、少しの値上げを皆さんに協力して、お願いしたい。そういうことで今回の改正案になったところでもありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 今回の改正によって、負担の割合が変わってくるということでもありますけれども、ここでは、町民の皆さんの負担額、つまり保険税の支払いというところのみポイント、議論が集まってきてるわけですが、本来であれば、そこだけではなくて、支出、保険税の制度の支出、つまり、町民の皆さんが国民健康保険を使って医療施設に行かれて使う。医療、治療を受けられる、投薬をされる、そういったことがあるわけですが、本来、我々が持っている、人間が持っている自然治癒力というものも含めて、本当に現在のこの我々の医療行為、治療行為というのが適正かどうかという議論も、私はされるべきだというふうに思ってます。例えば、インフルエンザの治療薬でタミフルというものがありますけれども、このタミフルという薬は、世界の人口比の1.6%しか占めていない日本人が75%、実に75%のタミフルを使っているという現状がある。つまり、相当額の治療費を、医療費を日本国民は使っているという現状があるんですけれども、そういったところも含めて、国民健康保険のこのシステム全体の支出を減らせるんじゃないかと。そうなれば、

○議長（伊都堅仁君） これは国民税の条例の改正の件なんで、国民保険全体のことではないんで。

○1番（桐山尚己君） その改正をするに当たって、本当にそれが妥当かどうかという議論の観点からお話をちょっと聞きたいと思うんです。その前段階の話を今させていただきますので、よろしくお願いします。

そういう議論、どれだけ分担しなきゃいけないかというところもそうですけれども、本当は、支出をもっと抑えられるんじゃないか。薬をいっぱいお医者さんに行ってもらって、何種類もの薬を飲んで、その何種類も飲んでることが、実は健康を害している可能性があるという指摘も、薬剤師のほうからあるわけですね。そういうところを含めて支出のほうを抑えるという観点の議論ももっとされた上で、こうした公平な医療費負担、そういった議論がされていくべきではないかと思うんですけれども、今回のこの改正案については、そういったところはきちっと認識、議論された上でのものなんでしょうか。御答弁をお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9 時 3 9 分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9 時 4 0 分)

○議長 (伊都堅仁君) 町長が答弁します。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長 (小川裕康君) 桐山議員の御質疑にお答えいたします。

議員の御質疑は、大変大事なところであるというのは、我々も認識しております。今回の提案させていただいてるのは、保険税の引上げをお願いするということであって、これはお願いしているところであるんですが、保険行政の中で、保険行政と国保行政というのは、非常に密接な関連があります。保険給付の金額が上がってきてるから値上げもお願いしてるというようなことであるんですが、一方で、町民の健康を守るために、いろんな健康づくりであるとか、いろんなことを一方ではやってる。これは、もちろん町民の健康を守るという大きな目的もありますし、できるだけ病院へ行かんでもいい、そのことによって保険給付額を上げないでいこうという大きな目的もあります。また、いろんなレセプトの点検もやっておりますし、ジェネリックの薬も使う。また、今、議員言われるように、重複多剤ということで、いろんな薬、何種類も飲むというようなことも聞いておりますので、そういうのはぜひやめていきましょう、避けましょうという

ような、そんなことも啓発もやってるところでありますので、それはもっともっと続けていって、町民の健康を守ることが保険、国保財政の引下げというんですか、ぜひつながるように、もっともっと力を入れてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第6号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 私は、この紀美野町国民健康保険税条例の改正に反対の立場から討論させていただきたいと思います。

町はこの間、一生懸命に町民の暮らし、また、健康を守るということで頑張っていたいてると、そういうことについては非常に私も敬意を表したいところでございます。

しかし、制度的にこのように、町長の答弁にもあったように、県下が一つの国保の組合になっていくというふうなことがあったり、そういうふうな中で、ある中で、今このように応益、応能の部分のところの資産がだんだんと減額されていくと。和歌山市なんて大きなところであれば、その資産というのも非常に計算上も大きなものになってくる。そういうところであるのか、数字分かりませんが、そういう中で、この弱い高齢者が多い、また、ここにありますが、75歳の方、特定世帯、また、特定継続世帯等々、そういうふうな方々が多い町で、やはりこの国保税というのは、それぞれ払う税金の中で一番大きいウエートを占めるものであります。その国保税が、できるだけ負担を少なくして、そういうふうな家庭の方々を守っていくことから低く抑えていかなければならないんじゃないかというふうに思うんです。そういう点で、厳しい財政と言いながら、基金が1億4,000万円余しある。

それと、繰入れ、国保税をするなど言いながら、してはならないことにはなっていないというふうに思います。そういうふうな中で、少しでもこの町民の暮らしを守っていくという、そういう立場からしていかなければならないんじゃないか。基本的には、これ

は大きに国の責任であるというふうに思います。この暮らしがこんなに悪くなってしまったのも、物価を上げるために円安に向けてきたその政策。それから、今、軍事予算等もどんどん増やしていくというふうな事の中で、弱者を守るための国の施策というものには、不十分なものがあるというふうに思います。

そういう中で、少しでもこの厳しい財政でありますけれども、町としても守っていくということが求められていなければならないという、そういう観点から、私はこの条例の改正に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 7 号 和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 6、議案第 7 号、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 7 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第8号 紀美野町道路線の認定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第7、議案第8号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 国道が立派に完成ができたということで、現在の国道が、国道から、これは町道になっていくんですか。そうであるとするならば、これによって町の負担というのはどうなってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

この紀美野町道路線の認定ということで、恩徳線ですけれども、恩徳線は、町道ということで、町が管理していくこととなります。ほかの町道と同様に町の負担で管理していくということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) これには、具体的にはいつから町道にということになっ

てくるのか。それまでに、町としてできる限り住民の皆さん方が利用しやすいような、そういうものにしておくということが大事かなというふうに思うんですけども、その辺についての、皆さん方の声を聞いておくということについてはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

いつからかということで、御議決いただくことを前提となつてございます。町としては、旧国道の傷んだ部分等々につきまして、町として、傷んだ部分について修理をいただきまして、町のほうに移管していただくということになっております。先ほど、議決が前提となっておりますけれども、3月31日に告示いたしまして、供用開始の予定ということで御理解賜りたいと感じております。

私のほうは以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 3月31日が告示で、実際になるのは、告示して問題がなければということなんですか。どういうふうになるんですか、日は。いつからという、その日は確定できないんですか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 3月31日から供用予定ということで進めてございます。

以上です。

○11番（美濃良和君） 町道になるということですね。

○建設課長（米田和弘君） 町道で、はい。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第8号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8　議案第9号　紀美野町道路線の変更について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第8、議案第9号、紀美野町道路線の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番　美濃良和君　登壇）

○11番（美濃良和君）　　この件についても、国道が開通というんですか、供用開始されたことによって、この萱場線というのも変わっていく。これについては、道路名は何から、町道とかああいうふうなので言うならば、何から何に変わるわけですか。

（11番　美濃良和君　降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　建設課長、米田君。

（建設課長　米田和弘君　登壇）

○建設課長（米田和弘君）　　美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この路線につきましては、道路線の変更ということで、町道萱場線ということで、萱場線の区域の変更ということで御理解賜りたいと思います。名称は萱場線でございます。以上です。

（建設課長　米田和弘君　降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから、議案第9号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(伊都堅仁君) 日程第9、議案第11号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番(桐山尚己君) 参考資料によりますと、この方は、略歴として教育委員会委員をこれまで2期お務めになってきているわけですが、その前の履歴について、簡単に御説明いただければと存じます。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育長、東中君。

(教育長 東中啓吉君 登壇)

○教育長(東中啓吉君) 桐山議員の御質疑にお答えします。

岩橋恭子さんにつきましては、2期、委員を務められておりますが、その前は、公立小学校の校長を務められました。公立小学校の教諭、教頭、校長と務められて、最後は日方小学校校長で退職されております。

以上です。

(教育長 東中啓吉君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第11号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第11号、教育委員会委員任命の件は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

明日9日から13日までの5日間、議案精読のため休会し、14日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(伊都堅仁君) 本日はこれをもって散会いたします。

(午前 9時58分)